

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

（傍聴席より発言する者あり）

○議員 9番 妹川 征男君

9番妹川です。通告書に従って説明していきます。1、用悪水路の原状復旧工事について。

令和3年4月に発覚した用悪水路——農業用水路、無許可埋立て案件について、町は「官と民」の問題として捉え、許可なく埋め立てた原因者の責任において、原状復旧を求めています。同年11月以降、今日まで6度にわたって、町は許可なく埋立てを行った町の某建設指定業者に工事施工承認申請書を提出させ、町はその都度工事施工許可書を発出しています。2回目の許可時の令和4年4月20日には、某業者は町に無許可で設置していた取水桝、マンホール3段を撤去していますが、同じく無許可で埋め立てた約13メートルの用悪水路については原状復旧工事のめどが立っておらず、土砂を埋めたままであり、業者はいまだに不法占拠を続けています。

そこで伺うわけですけど、まず資料の説明をしたいと思います。

皆さん方御手元にあるかと思しますので、資料1、工事施工承認申請書というのが令和3年11月24日に、申請者は某指定業者の某会社です。町長宛てに出されています。そして工事の期間は、それと工事の場所、この山鹿2627番地はいわゆる用悪水路です。申請の目的、工事の内容、添付書類と。で、右のほうは添付書類にされた図面というか、赤で示したのは私が赤で示しております。ずっと田んぼですね。そしてNさんという方の建物があります。そして17731、これはH氏の所有地の境界線に13メートル埋め立てられてると。で、Sさんと、こういうふうになっています。

裏を見てください。裏は僅か1週間後でしょうか。令和3年11月30日に波多野町長さんは、その建設会社に工事施工許可書を発出しています。そして、またアンダーラインを引いてますが、工事施行承認申請書についてはやむを得ないものと認め許可します。やむを得ないって何だろうと思うんですけど。許可条件には関係住民の同意を得た後、着工。安全対策を十分に行い、隣接地に支障がないよう細心の注意を。そして問題が発生した場合には申請者、某事業者の責任と負担のもとにと、こういうふうになっています。

そして資料4。資料4の私の下手な絵ですが、右のほうはN氏の建物と敷地、そして左のほうはH氏の土地1773-1。19年頃前——、18～19年前はこのようになってたんです。

私は、これは近所の方、数名の方、または親戚の方にも直接聞いて、このようになってましたよというイメージ図です。そして赤字のところは用水路。ところが18～19年前に某事業者が無断で埋め立てたと。マンホールも設置したと。それで、N氏の土地とそれからH氏の土地がもう直線になったというか……。そして3番目が某事業者の申請・工事内容は、幅が70センチメ

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

一ト、深さが1.7メートル、長さが14メートル、容量は16.66立方メートルというよう
なふうになります。

そこでお尋ねします。この、私を書いた図面のような絵のごとくなるわけですが、何か箱型
のような形になってしまうわけですが、これでよろしいですか。担当者の方お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えしたいと思います。今、妹川議員からはこの工事の絵を書かれてあるんですが、このよ
うな形というお話だと思うんですが、私のほうからは原状復旧工事の内容というところで、現
在、施工業者より提出されてます工事施工承認申請の内容でちょっとお答えさせていただきます。

内容としましては、この資料にも少し同じものが出ていると思うんですが、現在のものとい
うことで、今は掘削工と撤去工、まず掘削工については幅が0.7メートル。高さが1.7メート
ル、延長が14メートル、撤去工が暗渠排水管の撤去という形で書いています。今はこの申請書
に基づき、工事の施工許可を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

あのねえ、そういう完成図、完成図面はないじゃないですか。だから完成図がないから、私は
勝手なイメージかもしれないけど、この申請書に基づいて絵を書いたらこのように箱型のよ
うな状況になるんですけど、そういうイメージでいいんですか。なぜ、完成図はないんですか
と聞いてます。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

完成図ということでございますが、今お話ししたのは、業者がですね、こういった工事をやり
ますという中身、これお答えしたんですが、ここの絵に書かれてあります「19年前後の原状」
と書かれてます。これ、町のほうでは確認が取れておりませんので、これが当時の本当の状況か
という確認は取れてません。今、町有地上の工事で申請にあってる内容としてお答えをさせてい
ただいてることでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

現況復旧を求めておられますが、現況復旧という提言というか、現況復旧ちゃどういうことを考えておられますか。現況復旧を求める、どういようにしなさいって言ってるんですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

原状復旧ということは、元の形に業者に戻してもらおうということが原状復旧だと思います。そこはあと、そのときの状況を話して、まだ工事に今、入ってませんし町有地上の話となれば町有地上はこういった形の申請、こういう形になろうかと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

もう1年半もなるのにね、現況復旧という認識がまだ、つかめてませんというようなことでしょけど、現況復旧というのは、このH氏の土地の18～19年前の、これが現況復旧ですよ。これが、①、②、③じゃないでしょ。③なんか、こんなこと工事不可能じゃありませんか。現況復旧というのはこのように水路の水が元のように流れる。近所の家庭菜園をされる方々が取水できるようにする。そもそもね、この用悪水路というのは法定外公共物ですから共有財産です。地域住民が自由に使用できるものであって、用悪水路というのは特定の人だけが利用する水利権なんかないんですよ。水利権がとか何とか言われる議員さんもおられましたけどね。でも、この無許可埋立てによって斜面の形状を変化させた。その一部を平らにしたね、Hさんの土地を元の斜面に戻すことが原状復旧と、こういうことになるわけですよ。

町長。用水路に隣接する地主としてどう認識されてますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

最初これ、ちょっとばたばたしてこの図面、いや何を言われて、何をどうされたいのか、ちょっと今、理解ができなくてですね。これは、もう妹川議員も前からずっと言われておられることですね。（「1回」と呼ぶ者あり）いや、1回やない。10回ぐらい言いよる。

あのですね、そもそも論があるでしょ。そもそも、そもそも論。そもそも、このことは何から起きたかということから、ちょっと考えてもらいたいんですが、これはその名前は言わないほう

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

がいいんですね。この方がブロックが斜めになつとるから崩れよると。それから自分のところの家に水がいっぱいたまるといような形の中でですね、これはもう業者関係なく、業者さんにブロックの工事をしていただけないでしょうかという形でして、業者さんは見積りを出しました。そやけど業者さんが途中で、いやもうちょっと、この仕事はできませんというのか、ほか仕事が入ったんか知らんけど、それでお断りになった。ただ業者にですね、別の業者に頼んでブロックを、何ていうんですか、元に戻したらいいだけの簡単な話だと私は思っておるんですね。だから、わざわざH氏の土地とかわざわざ、これ私の所ですよ。それをわざわざH氏とか、そんなわざわざね、思わせぶりの書き方せんでもいいんやないですか。———土地があります。用悪水路があります。ああ、用悪水路はあるんか。町の土地か。町の土地があります。

それだけの話ですよ。だから別に、ただ、そこは、いつまでも今までも、議会ですずっと議論があっている。これはあくまでも民民の話でしょという、民と民が話して、自分とここうなつとると言っ、そして業者さんに頼めばいいだけの話。何でこんな複雑になるか私は不思議でならないんですけどね。どうですかね、妹川議員。

○議長 内海 猛年君

すいません。今の町長のほうから発言の中でちょっと個人名が出ましたので、一応、私のほうで検討させて、発言の取消しをする要素があります。

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、あえて自分の名前を言われましたが、要するにね、これがそのNさんが同意をしたからどうであれね。これ町有地が侵害されてるわけでしょ。今でさえ占有権を履行してるわけでしょ。そういう町という形でね、考えなければならぬんですよ。そこでですね、もう今の論点についてはもうやめときましょう。

それで某建設会社が提出したこの工事施工申請書と町が出した工事施工許可書。なぜ施工計画書がないのか。施工工事計画書がないのか。都市整備課長にお尋ねしますが、施工の計画書というものはどういうものかということと、そしてこの工事施工の申請書が出た際に、産業観光課長から相談がありましたか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。

工事の施工計画書についてまずお尋ねだったと思いますが、工事の施工計画書といいますのは工事の目的物、これの完成を目指して完成するために必要な手順、それから工法、現場の工事の

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

管理体制などについて定めたものでございます。

それと産業観光課のほうと相談があったかというような、もう一つ内容だったかと思いますが、産業観光課のほうが受理・発注した今回の工事の施工承認につきましては、これは産業観光課の判断に基づいて事務処理をされるべき内容であると私のほうは思っております。

このことで産業観光課より事務処理の取扱いや工事の内容について、都市整備課のほうに協議依頼がありましたので、それについては道路管理者としての立場からの協議、アドバイスに応じてきたというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それで、今、道路管理については説明を受けたでしょうけれど、今、この申請書とか工事施工許可書についてのこういうような工事をしていきますよということに対して、意見を求められましたか。そして、あなたはそれに対して工事施工計画書なるものが必要ですよというようなことを助言されましたか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

私、4月以降都市整備課長させていただいておりますが、私になってからはございません。以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

このような工事施工の申請書、そして町が出した工事施工許可書でいわゆる工事ができると思いますか。今、土木の専門家としての技術的専門家の方がですね、こういう書類で工事ができるかどうか、どう思いますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。

○議員 9番 妹川 征男君

都市整備課長にお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

私どもは道路が専門ですので、道路と全く同じ取扱いをこの用悪水路の判断のところに使うべきかどうか、まずそこが私はちょっとよく分かりませんが、今回のこの用悪水路については判断すべきところは産業観光課の所管するところですので、そちらのほうで判断されるべきことであると思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

あくまでもこれは農業用水路を現況復旧するための掘削工事ですから、いわゆる土木工事にもなると思うんです。であれば、都市整備課との相談があってそしてこのような申請書、そして許可書でいいのかという相談はあってしかるべきでしょ。大体、施工計画書について簡単に説明されましたけど、工事の手順や工程、スケジュール、使用する材料や機械、仮設工事、これであれば、矢板か何か打たなければならないでしょうね。そして進捗管理や安全対策、環境対策、監理の方法など、工事を行うに当たって把握、監理すべき必要となっております。この計画に沿って工事が行われるものであり、また、工事現場にも直接足を運んで状況を確認する。これが施工計画書なんですよ。

浮田課長。こんなことを考えたことがありますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、都市整備課のほうからも質問の中でいろんな書類のこと今、お伺いをされてあったと思います。

まず一つ違うところが――、まあもちろん、先ほどの話は道路に関することということでお答えをさせていただいてますし、あくまで町発注の工事、町がこういう形で工事をするそういったときに必要な書類だとも考えてます。今回は町が発注したものではない。だから、もともと行政財産でございますので規程というものが、工事施工に関する規程というのはありません。だから、先ほども話がありましたように都市整備課とも一応相談、アドバイスを受けながら、それを参考にですね、今回の書類あたりを整えたということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

工事施工許可書を発出する前に、この問題は都市整備計画の方は道路に関することだというようなことで相談を十分にされなかったんでしょうけど、今、この図面を見てですね、私が書いた図面のように、これ③番ですけど、このようなふうになったときに、高さが1.7～8メートル、長さは13メートル、幅が70か80ぐらいの幅の完成図は、これで済むんでしょうか。不思議に思いませんか。何も施工計画書の処理は一切ない。完成図もない。監理方法もない。安全対策も何もない。具体的にね。それで工事の要件がいいかげんな申請書じゃありませんか。許可に値しないような許可をするなど著しく妥当性に欠いていると思います。こんなことではね、工事はできませんよ。私がお隣の人間だったら、Hさんのようだったら、私は認めませんよ。どうですか町長。ね、これがNさんが言ったら、どうのこうのじゃなくて、こういう工事であなたは公印を打ってるわけですから、こういう工事方法でよございますか。答えられなければいいです、もう。（「いやいや、じゃあ、議長。」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

いいですか。

○議員 9番 妹川 征男君

もう、いいです。

いや、私はね町長にはね、答えづらいだろうと思うもんやから。答えづらいだろうと思うわけ。（「いや、何もつらくありません。」と呼ぶ者あり）そうですか。私は副町長にお願いしてもいいかなと思ったけど、こういう声が——、じゃあ、いいですか。簡単に言ってくださいよ。こういう工事で、こういう工事方法で町長は認めたんですよ、公印を打って。これでいいですかと聞いている。それだけでいいです。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

何かもう訳分からん。こういう工事で許可書が出ました。各課長、係長の決裁がきます。私のところ最後にくるわけですが、たくさんありましてですね、この件に関して一つ一つ細かく説明は聞かないんですよ。だから、もう課長はプロですよ。私はもう土木の、そういう道路法だとか、そんなの分かりませんので、そういう、そのための都市整備課で建築があるわけで、その方たちが法律に基づいて検印をしておるんですから、それはそれで、ちゃんと承認をしてやったわけですが。この件に関しまして、私の法的なこととか道路法だとか何とか聞かれても、ちょっとそれだけの、また、質問書にですね、議員が一般質問の質問者にこの項目あれば私も勉強して答えることができます。今、急に言われてもですね、答えることは物は持っております。

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

せんので、よろしいですか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあですね、2番にいきます。町が「工事施工許可書」を発出した法的根拠を述べていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

工事施工許可書を発出した法的根拠ということですので、この件についてお答えをさせていただきます。

こちらのほうは行政財産ということになっておりまして、その管理につきましては芦屋町有財産取扱規則に基づきまして事務を行っておりますが、工事施工許可に関する規定がございませんので、まあ、先ほども少しお話をさせていただいたと思いますが、このような同様の案件につきましては道路法を参考に対応しておるところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

何条ですか。道路法の何条ですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

道路法の何条かということで御質問ですのでお答えをいたします。

道路法第24条に道路管理者以外の者の行う工事に関する条文がございます。こちらにですね、「道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる」と規定されており、その承認に必要な事務手続があります。今回、様式等につきましてはこの道路法を参考でございますね、事業者から申請を提出していただきまして、工事内容の確認等を行って許可を出しているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

何か矛盾してますね。今、都市整備課長さんは道路に関することについては農林、農業関係については、その課長のほうと。と言うのは、今のその説明については道路法を持ち出すなんて、非常に矛盾してますね。おかしいですよ。それで、あなたは、以前はこのような回答されたんじゃないなかったですかね。

私が例の用水路を無断埋め立てた行為は芦屋町河川管理条例の3条に該当しないのかと、禁止行為に。そうしますとあなたは、用悪水路は産業観光課所管の行政財産となっており、町有財産取扱規則に基づき管理する町有財産となっています。そこで、芦屋町河川管理条例には準用しないというようなことを言われました。今回の答弁は、もう相反するような回答でした。まあ、この辺の論争については次回に回します。

それですとね、川に海にまあ今回、用悪水路にですね、土石を捨てたり、糞尿を捨てたり、塵芥を捨てたり、ごみを捨てたりしたときにはどのような罰があるんでしょうか。お聞きします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の御質問というのはごみを捨てたりということの罰則ということなので、不法投棄というような意味合いなのでございましょうか。ごみを捨てたときの罰則だとよく意味が分からないんですが。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

簡単なことでありませんか。用水路があるでしょ。汐入川もありますし、用水路があったときに石ころを投げ捨てたり、ごみを大量にビニール袋で投げ捨てたり、糞尿を投げついたり、そうした場合それが発見されたら、どういう形で問題にしますかと。何の法律・条例でありますかと、それを聞いてる。これはあなたが答えづらければ、ほかの方に答えてもらっても結構ですよ。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の御質問で言いますと、不法投棄ということに該当するだろうということでお答えをします。まあ、今回の件に当てはめてちょっと私のほうでは考えてますが、この不法投棄っていうの

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

はですね、法令に違反する処分方法でごみを捨てることというような規定がありますが、今回の件につきましては、ごみとして捨てたということではなくて工事をやるために土を入れたというようなことになってますので、罰則等については特に確認等していませんので、お答えのしようがないです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

確認をしてないということですか。確認をしてないんですか。ちょっと教えてください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

確認をしてないというより、これに該当すると考えておりませんということです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあ今からね、子供たちや大人たちが川に物を捨てたり、不法投棄的なことをやったときに、どういう罪、罰則。これには刑事罰と行政罰があると思うんですよ。刑事罰では法律に基づいて不法投棄。たくさん法律があります。行政罰にもあるんじゃないですか。この行政罰そのものが芦屋町河川管理条例にちゃんと記載してあるじゃないですか。なぜ、それを適用しないのか。それともう一つね。そういう確認もしてないから、某事業者に対する危機感を持ってないじゃないですか。そういう危機感をその業者は持っておりますか。そういう指導をしましたか。教えてください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、幾つか質問があったので——、まず河川条例っていうのは以前もお答えしたかもしれませんが、それに該当していないということでお話をしてますんで、ちょっとお話の回答がそれに関してはできません。

それと不法投棄、調べてないということでおっしゃっていましたが、今回、そういったのには該当してないというふうに考えているということで、その状況状況でそういったものもはっきり

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

したものが出てくると思いますが、調べたところによると、ここに書かれてあることでいくと、個人が不法投棄ですね、不法投棄した場合は、もちろん罰則があります。だけど、その状況が分からない中で、私たちがそれに該当するしないというのは、お答えしようがないということでございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ぜひ確認してください。もう1年半以上もなるのにね。で、もう時間がありませんから結論的なことを言わせてもらいます。

今もう、1年半以上もですね、申請書を出させて許可書を出して、延々と1年半を過ぎてますけれど、私は——、町長、その、早急にやっぱり決着する必要があると思うんですよ。ねえ。業者の人も、隣接地権者の方も、快く引き受けられるような了解されるようなふうにしてもらいたいんだけど、この問題についてはね、もう一番いい方法は、行政が主体者となって解決すべき問題です。したがって町はね、この原状復旧工事は公共工事として位置づけて入札の手続をとったらいかがですか。そして新たなる業者を募る。もちろん、某業者さんも結構ですよ。そして早急なる解決策であることを考えれば、その件について副町長にお願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

あの、先ほどから産業観光課長が申しておりますように、まず、埋立てについては町が発注した工事ではない。ここはきちんと押さえておいていただきたいと思います。また、埋立てに関する時には当事者の方々が皆さん了解されたというふうに私どもは聞いております。それと、事情はそれぞれ——、「今、工事が遅れてる。これを公共工事でしなさい、どうですか。」という御意見ですけれども、そうなるにあくまでもこれは「民民の問題で今まで調整してください。」というように進めておりました。ですから、民民の間の問題を公共工事ですること自体、これは理解ができないと。理解を得ることができないというふうに思っておりますので、それはできません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

地域住民の同意を得たから民民だと言われるけれどもね、じゃあ同意を得て埋め立てたという

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

ことは、隣接地権者は3名なんですよね。NさんとHさんとSさんである。で、Hさんも埋立てに同意したということになるわけですけど、この件についてはもう次回に回します。次にいきます。

芦屋港のレジャー港化について、参ります。芦屋港活性化推進委員会が明らかにした工程表によれば、芦屋港レジャー港化に向けたそれぞれの施設開業年度はボートパーク及び海釣り施設は令和7年度に、全天候型施設及び上屋は令和7年度から8年度に変更され、その工程に向けて着々と進められています。

私は先ほど貝掛議員もおっしゃられましたけれど、先月の8月31日にですね、議会全員協議会にて全天候型施設は一旦取りやめるという報告を受けました。私は率直な意見、忌憚のない意見を述べさせてもらいます。その報告を受けた私は啞然とするとともにね、いよいよその時期が来たかと。建設は成り立たないことをやっと町は気づいたか。正直なところ安心しました。安堵したんですよ。華々しく打ち上げた芦屋港活性化基本計画は西日本新聞記事にも出ておるよう、芦屋港通年収穫目指すと大々的に取上げていました。また、テレビ、他の新聞記事も大きく取上げていました。広報あしやにおいて、芦屋町の活性化の一翼として町民と町民に夢と希望を膨らませるようなPR活動を行ってきました。町は補助金獲得のために福岡県に、また町長を始め、議長、副議長は内閣府、国会議員の麻生太郎氏、大家敏志氏、お二人のところに陳情団として上京をされました。

私が思うには、執行部が陳情に行くのは良しとしてもね、執行部に対してチェック機関である議会の代表が税金を使ってなぜ執行部と共に陳情に行くのか。非常に違和感を覚えたものです。議会だよりも、213号にも掲載されていますが、町と、我が町、芦屋町議会は、砂像屋内展示を目的とした全天候型施設工事にまっしぐらに推進してきたのではないのでしょうか。

先日の全協で数人の議員が意見を述べていましたが、執行部の責任もさることながら先ほど貝掛議員が議会としても責任を感じるというようなことをおっしゃいましたが、芦屋町議会としても責任を負うべきだと考えています。

ただ、推進委員会の中にですね、非常に献身的な意見を述べた方がおられます。常設展示にすれば話題性はなくなり砂像展の価値が低下するため、今以上の来訪者が見込めない。なかなかですね、推進委員会の中でですよ、こういう意見を述べるということが非常に大変なことだと思いますね。そして、芦屋町には宝の山が眠っているので新しい時代に芦屋町の魅力を発信するチャンスだというような言い方ですから、そういうような声なき声があるということ、そのことを無視して推進委員会は町長に答申しているわけですね。

私は、県が芦屋港にボートパーク設置を打ち出した際には、芦屋町はそれに便乗して芦屋港のレジャー港化の構想を掲げました。これは西日本新聞の記者のコメントもありました。私はボー

トパークは県の事業であるから良しとしても、その構想そのものを疑問視しこれまで予算化の議案が多数出ましたが、いつも私は反対してまいりました。それは、芦屋町の財政にとって身の丈に合わない大型プロジェクトであり、多大なる税金を費やし、また、職員の労力は計り知れないものになると判断したからです。

さらに、レジャー港化の舞台となる芦屋海岸が荒れ放題になっていることすら解決できない状況を見れば、ある人の話ですが、意見ですけれど、推して知るべしであると。これも議会で進言しました。また玄海レクリゾート構想、芦屋タウンリゾートが頓挫しましたが、その道にひたすら進んでいると、忠告をしてまいりました。町長は、芦屋の海は芦屋町の1丁目1番地と言い、西日本新聞も出てますね。不退転の意思で進めていくという必要信念のもと、町職員も一丸となってその意思に従って突き進んで来られました。また、芦屋港活性化推進委員会も右に倣えで、まさに夢見る夢に追い求めていったのではありませんか。地に足をつけた考え方が一向に見られなかったのは残念です。

町長にお伺いしますが、私はこの全天候型を中止にされたことはですね、子や孫に負の遺産をこれ以上課すことがない。そういう意味では町長が決断したこと、このことは英断というような声もありますが、しかし、この計画がずさんな内容であったこと、最悪な計画であったことを認め、自己検証を行い、町民に説明責任を果たすべきだと考えます。

町はこれまでの経緯を広報あしやに掲載するとしているが、余りにも無責任ではありませんか。地域懇談会を開催し、これからのまちづくりにはどうしたらいいかということも含めて地域懇談会をすべきだと思います。いかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部、答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

えっとですね、まあ、どこから話していいかと。貝掛議員のときにこれはもう、選挙で公約出しますよね。私は今言われたようなちょっと違うところもあるんですが、芦屋は海でしょうと。海を使って、先ほど貝掛議員のときの説明もあったように、背中というか、背中は福岡市の北九州市のあれだけの100万都市の人たちが海を見に芦屋に、ほとんどは大体みんなその辺の人は芦屋に1回来るといって形の中でですね。そしてそれには、やはりそういう魅力ある芦屋の海岸、そういうようなものをつくらなければならないというようなことから、いろんな何ていうですかね、魚釣り公園だとかそれからポートパークだとか、そういうようなメニュー、やっぱりメニューがないと。それから、まだいろんな人からそういう意見が出るんですが、キャンプができるような、海辺でキャンプができるような場所もいいんじゃないですかと。今、何か大きな車で、ああいうの何か知らんけど、キッチンカーやない、なんち言うと、あれ。車で。キャンピングカー

でこの頃、家族でですね、海に来てバーベキューしたりとかよくお見受けするんですけど、そういうようなところありますか、芦屋以外に。波津は少しあるんですが。波津はとってもそういう場所ありません。だからよそにない、この近隣にない魅力というのは芦屋にあるんだから、それを生かして人が来るように、どんな企業でもどんな商売されるでも人が来ていただくにはどうしたらいいかということで皆さん頭を悩ましてる。ほんで芦屋はもう、こういうことを言っても何なんですが、ほかにいっぱいまだ魅力あるものがあるわけです。それはもう私が言うのもあれなんですが、いわゆる重要文化財の芦屋釜。このことについても全国の茶の湯釜の、茶の湯をされてる方がこちらに来たらちょっと寄っていかうかということで、何人も芦屋にいろんな方がお見えになられておるといことですよ。やはり魅力あるまちづくりというのは、やはりこの海とその海に関連したいいわゆるメニューというのが必要であると。これはもう譲ることができません。だから魚釣りにしてもそう、魚釣り公園、親子で魚釣りするとかですね、まあ、その辺はやはり妹川議員は教育の場におられたから、学校の先生をされよったということで、ちょっとこう歩んで来る、私と歩んで来る道というのはちょっと違ってらんで、その辺の段差が大分あるか分かりませんが、活性化とかいうのはですね、やはり、私のほうが随分経験してますんですね。いろんな相談も、市とかですね、まあ、そういう形の中で現在に至っておるといことございます。

また何かあったら質問どうぞ。

○議長 内海 猛年君

妹川委員。

○議員 9番 妹川 征男君

先ほど紹介しました推進委員会の方がですね、芦屋町にはまだまだ歴史ある文化、それから遺産、そういうたくさん文化があるではないかと。そういうものにね使うべきだというようなこと意見だと思ふんですね。またですね、活性化というのはね箱物をつくるのが活性化じゃないんですよ。分かるでしょ。だから、町長は地の方ですから、私は町外の方ですけど、芦屋町にいいものがたくさんあります。別に箱物をつくらなくてもね。やっぱり心豊かになるようなものがたくさんあるわけですから、そういうところにね、目を向けてもらいたいと思います。

先ほど町長は公約でレジャー港化を進めていくというふうにな、公約で述べられてますけど、必ずしも公約を全うできなければ町民に謝罪すればいいことですよ。

そして、町長はいつもですね、玄海レク芦屋町リゾート計画と今回のレジャー港化は異なるということをおられたことがありますけれど、私は両計画ともですね、町民の声を聞かず身の丈に合わない計画を強引に進めること。これが同じですよ。これまでレジャー港化に関するパブリックコメントは4人の方しか意見を述べておりません。そして、町民に共に情報を共有したもの

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

ではありません。住民の意見を聞く機会さえなかったではありませんか。レジャー港化計画は一旦白紙にし、町民の声や意見を聞く場をそういう機会を設定することが住民参画の趣旨であるというふうに思っています。

いかがでしょう。このレジャー港化計画は破綻することは必至です。あと3～4年すれば駄目になる可能性は十分ありますよ。そう思いませんか。そこで、そういうことを踏まえながら、住民懇談会を開催する、すべきであると思いますがいかがでしょうか。副町長。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。通告書に基づいて質問してください。通告書にちゃんと記載されてますのでね。

○議員 9番 妹川 征男君

そうですか。分かりました。じゃあ、いいです。もう、いいです、じゃあ。分かりました。

じゃあ、時間がありませんからいいです。（「いや、答えよう。」と呼ぶ者あり）いや、答えなくていいです。いいです。いいです。

じゃあ、既存の港湾施設、第1号上屋の整備について説明いたします。

全天候型施設の概算費用は、今回ですね4億から25億と大幅に増加した。6倍ですよ。4億から25億。6倍。この上屋の整備費用についても概算費用の見積額が出ておりますが、これがどのように変化して大幅に増額されるのか、その辺も含めてお願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

1号上屋につきましては福岡県が御存じのように所有する施設となっております。現在、整備方法については福岡県県土整備事務所等、関係機関と協議をしている段階ですので、正式な工事費の算出には至っておりませんが、令和4年5月に実施いたしました芦屋港推進委員会において、1号上屋については利活用する場合と解体して新規に建物を建築する場合の概算費用を明記しています。まず利活用、いわゆるリノベーションなんですが、そうして活用する場合につきましては、建築改修費用は概算で約4億500万円。解体して新たに新築する場合、これは延床面積が1,400平方メートル程度の木造で試算したところになるんですが、解体と新築費用総額で3億2,700万円となっております。

議員御指摘のようなところ、どういうふうに増額するのかというようなところなんですが、この金額につきましては当時の概算費用ですので、今後の検討結果それから現在の物価高騰等により実際の費用は増額となる可能性は十分にあると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、これはリフォームするにしても建築するにしても今、金額を言われましたが、建物の維持管理、運営費。これについてはお答えになってませんが、それはそれでいいです。それが年間です、何百万か何千万かになるわけですけど。このように大きな課題を抱えているわけですね。で、この会議録、議事録を見てみますと、委員会のですね。県はまあ端折っていきますけれど、この上屋の整備費用については町で負担していただきたいと。この上屋は、県はですね起債事業によって整備した経緯があり、現在も償還中であると。償還が終わらない中で、県として上屋の整備や取消しを行うのは難しいと。県としては、町と港湾課、芦屋港の管理運営に関わる基本協定を締結している。ボートパークや魚釣り施設の整備を県は進めている。上屋を利用している物流事業者の移転、これ2億円かかったようですよ。1億円かなあとと思ったら2億円かかったそうです。芦屋港湾のしゅんせつも行っており、県としても芦屋港活性化事業に協力しているところであり、1号上屋の施設設備は行政によると記述があるけれども、整備費用については町で負担することをお願いすると。

これ、何ですか、これ。そして事務局はそれに対して、事務局は上屋の整備、建設、整備については今後、県と協議させていただき、協議結果によっては上屋をどのように整備していくかについては、本委員会でご改めて議論させていただくとあります。

私はこれを読んでね、町は県から押しつけられているなあと。移転のための工事、砂よけとして頑丈な擁壁をつくってますけど、2億円と聞いてびっくりしました。私は町の言い分も分かりますけど、県の言い分も当然だと思ってるんですよ。あの物件は県の所有物件ですから、これを町が取り壊したり修復したりする権限はありませんね。だから県としては町がやってくださいよと。

どうするんでしょうね。そういうずさん極まりない、まだ決まっていないにもかかわらず着々とレジャー港化を進めようとしている。そしてさらにですね、遠賀漁協経営の海の駅。今、閉店中ですけど。コロナの影響で休館中と聞いてます。しかし経営は非常に難しかったのではないかと。芦屋町の顔と言われる洞山、海を眺めながら散策道路、夏井ヶ浜はまゆう公園と観光スポットが多くある中であって、海の駅の経営は大変です。私は海の駅で飲食した後、ほろよい気分で柏原海岸の階段で多くの地元の方、観光客の方々とともに沈みゆく夕日を見て感動したものです。それに引き換え芦屋港の敷地内の上屋を見てください。改築・新築したところで、西側、北側、東側の堤防などコンクリートに囲まれてるではありませんか。そして港湾内の海面は見えても、外海の水平線は全く見えません。一部ちょっと見えるようですけど。このような状態の中で

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

複合施設として飲食店、直売店を設置しても集客力があるでしょうか。全天候型施設は集客力の最大なる施設と評価していたものですが、それを取り止めれば集客力は大幅に減少することは必定。目に見えてますよ。それでも採算性はあると認識しているのですか。お答えください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

御指摘のとおり、現状につきましては1号上屋付近から水平線が見えない状況とはなっております。これは事務局のほうも執行部のほうも認識しております。今後の整備検討を行う際には、そのことも考慮しながら検討していきたいというふうに考えてます。

またもう一つ、採算性につきましても十分考慮した施設となるよう現在検討しておりますので、検討の進捗状況や施設の詳細が確定した折には、その都度皆様にお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町長、それから副町長。もう、今のレジャー港化推進の事務局の前の課長さん、それから今度の課長さんもですね、今後大変なことになっていくと思うんですね、この問題について。もう、もうそろそろ目を覚ましてほしいんですよ。もうやめましょうよ。そうでないと、このお二方がもう本当に心苦しんでると思うんです。本音はどうなんでしょうか。まあ、先ほど貝掛議員も言われました本音はと。本音はこうなんだとおっしゃいましたけど、みんな、そういうふうに思ってるんじゃないでしょうか。もうそろそろ、目を覚ましていただきたい。そして何十億というお金をですね、町民のための福祉や健康や医療や教育問題についてですね、お金を振り回しましょうよ、振り分けましょうよ。そういうことを私はお願いしたいぐらいです。

3番目の砂像展の砂業者のことですけども、まあ、新聞記事にも出てますね。新聞記事にも出てます。最後のところに出てます。4段目。事業の役割分担や費用負担「現在港を利用する物流関係の2事業者との移転交渉について県と協議を進めていく。」と。これからもう5～6年たってるわけですけど。県は何て言ってるかという、県は何て言ってるでしょう。もう時間がありませんから。もうこれで終わりますけれど、ぜひですね、この問題については徹底して業者、県にですね、申し入れていただきたい。これは町民の願いです。この自衛隊基地の問題で事故が発生しました。いずれこの砂の状況についてはですね、事故がないことを願っています。

令和5年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

これで私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。